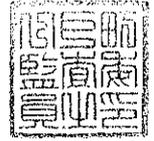


一 監 第 16-1 号
平成 28 年 6 月 24 日

一戸町長 稲 葉 暉 様

一戸町監査委員 鹿 川 勝 司



一戸町監査委員 中 瀬 春 英



平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果報告について
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（工事監査）を実施したので、
同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。
なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、
同条第 12 項の規定により通知願います。

一監第 16-2 号
平成 28 年 6 月 24 日

一戸町議会議長 田村 繁幸 様

一戸町監査委員 鹿川 勝司



一戸町監査委員 中瀬 春英



平成 28 年度定期監査（工事監査）の結果報告について
地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（工事監査）を実施したので、
同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

平成28年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- ・奥中山高原センターハウス太陽光発電設備設置工事
- ・小鳥谷地区公民館太陽光発電設備設置工事

2 監査の期間

平成28年6月15日から同月23日まで

3 監査の方法

今回の工事監査については、契約、施工等の各段階において、費用対効果、的確な工事施行管理に配慮されたかなど、当該工事が適正に行われているかを主眼として、次に掲げる主な着眼点により書面監査及び実地監査を実施した。

- (1) 施行の決裁手続きは適正に行われているか。
- (2) 契約事務が適正に行われているか。
- (3) 施工に係る管理、事務処理、支払い等は適切に行われているか。

4 監査の結果

おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められたので、今後の事務執行においては、適切に処理されたい。

- (1) 関係文書への受付印の漏れなど、文書の取り扱いに関する不備が見受けられた。